

運輸省令第 号
 行政機關職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）第三條の規定に
 基き、運輸省職員定数規程を次のように定める。
 昭和二十四年 月 日
 運輸大臣 大 屋 晋 三

運輸省職員定数規程
 運輸省に置かれる職員の内各内部部局、各附属機関及び各地方支分部局
 別の定数は、運輸事務官、運輸技官、運輸教官、海上保安官、海難審判
 廳審判官、海難審判廳事務官その他の職員を通じて左に掲げる通りとす
 る。

区	分	定	数	備	考	
本省	大臣官房	三	八八	人	うち四人は、国立国会図書館 支那運輸省図書館の職員とし 、五五人は、観光部の定数と する。	
	内部部局	海運局	一	七三	人	うち九四人は、海運調整部の 定数とする。
		船舶局	一	五五	人	うち七七人は、国有鉄道部の 定数とし、一六一人は、民営 鉄道部の定数とする。
		船員局	九	八	人	うち一一〇人は、業務部の定 数とし、一三〇人は、整備部 の定数とする。
		港湾局	二	五〇	人	
		鉄道監督局	三	〇九	人	
		自動車局	二	八九	人	
	計	一、六	六二	人		
	中央气象台	五	二〇	五人	中央气象台、各地方機関及び 各附属機関を通じての定数と	

区	分	定	備	考
海上保安廳	計	五九人		
船員労働委員会	分	一三人		
船員中央労働委員会	分	四六人		
船員地方労働委員会	分	五九人	各船員地方労働委員会を通じての定数とする。	
合計	計	一八四二〇人		
地方支分部局	計	二、八九一人	各港湾建設部を通じての定数とする。	
港湾建設部	分	三、五二七人	各陸運局を通じての定数とし、うち九七人は、道路運送審議会の委員の定数とする。	
陸運局	分	一〇〇一七人		
合計	計	一、八四二〇人		
附属機関	計	六、七四一人		
船泊試験所	分	一、四七人	する。	
海務学院	分	四七人		
高等商船学校	分	二、一九人		
海技専門学院	分	八五人		
商船学校	分	二、八四人	各商船学校を通じての定数とする。	
航海訓練所	分	五、一七人		
海員養成所	分	二、三七人	各海員養成所を通じての定数とする。	
計	計	六、七四一人		
海運局	分	三、五一四人	各海運局を通じての定数とする。	
公共船員職業安定所	分	八五人	各公共船員職業安定所を通じての定数とする。	

区	分	定	数	備	考
高等海難審判廳	地方海難審判廳		三〇人		各地方海難審判廳を通じての定数とする。
	計		四三人		
附屬機関	海上保安学夜		一二八人		各海上保安本部を通じての定数とする。
	地方支分部局		六五九五人		
内部部局	警備技師部		一一二人		
	保安部		九一人		
計	警備技師部		六六六人		
	水陸部		二二七人		
合計	海上保安本部		一、四一七人		
	計		八一三七人		

前項に掲げる職員の外、別に運輸省令で定める日から、特殊財産処理附帯業務に従事させるため十五人以内の職員を置くことができる。

左表上欄に掲げる附屬機関又は地方支分部局の各機関又は各部局別の定数は、第一項に規定する当該附屬機関、地方支分部局別の定数の範囲内において、それぞれ下欄に定める区分に従つて運輸大臣又は外局の長が別に定める。

商船学夜	運輸大臣
海員養成所	
海運局	
公共船員職業安定所	
港湾建設部	
陸運局	
船員地方労働委員会	
海上保安本部	海上保安廳長官
地方海難審判廳	海難審判廳長官

中央氣象台、その各地方機関及び各附屬機関別の定数は、第一項に規定す

る中央氣象台の定数の範圍内において、逓補大臣が別に定める。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用する。
- 2 逓補省に置かれる雇員等の定員に関する件（昭和二十三年逓補省令第三十七号）は、廃止する。
- 3 各内部部局、各附屬機関又は各地方支分部局において、この省令で定める定数を越える員数の職員は、昭和二十四年九月三十日までの間は、その定数の外に置くことができる。

裏面白紙

理由

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）第三條の規定に
基き、逕轄省に置かれる職員の各内部部局、各地方支分部局及び各附屬機
関別の定数を定める必要があるからである。

裏面白紙

162